

ヴィエトナム社会主義共和国
工業所有権業務近代化プロジェクト
短期調査報告書

1999年8月

国際協力事業団

序 文

ヴェトナム社会主義共和国政府は、1986年開始のドイモイ(刷新)政策の中で外国からの投資を奨励し、経済発展及び工業化に向けて多大の努力を払ってきました。この政策を進めるため、1996年には民法を制定、工業所有権の保護を法律レベルで明文化して、速やかな工業所有権保護と管理体制の整備に積極的に取り組んできました。

しかし、近年急増する特許等の出願に対応しきれず、コンピュータシステムの導入が緊急の課題となっています。

このため、ヴェトナム政府は、工業所有権制度運用の自動化、情報提供機能の充実を目的としたプロジェクト方式技術協力を、1997年11月7日我が国に要請してきました。

我が国政府は、この要請を受けて1999年1月事前調査団を派遣し、ヴェトナム側と協議のうえ、プロジェクト協力の枠組みづくりを行いました。

今回、1999年8月9日から8月20日まで派遣された短期調査員は、事前調査結果を踏まえた調査・協議を行うとともに、技術協力計画(案)の作成及び見直し、並びに機材協力計画(案)の作成を行い、確認、合意できた事項について議事録に取りまとめ、署名・交換を行いました。

本報告書は、同調査員の調査結果を取りまとめたものです。ここに本調査員の派遣に関しご協力いただいた日本、ヴェトナム両国の関係各位に対し深甚なる謝意を表しますとともに、あわせて今後のご支援をお願いする次第です。

1999年8月

国際協力事業団

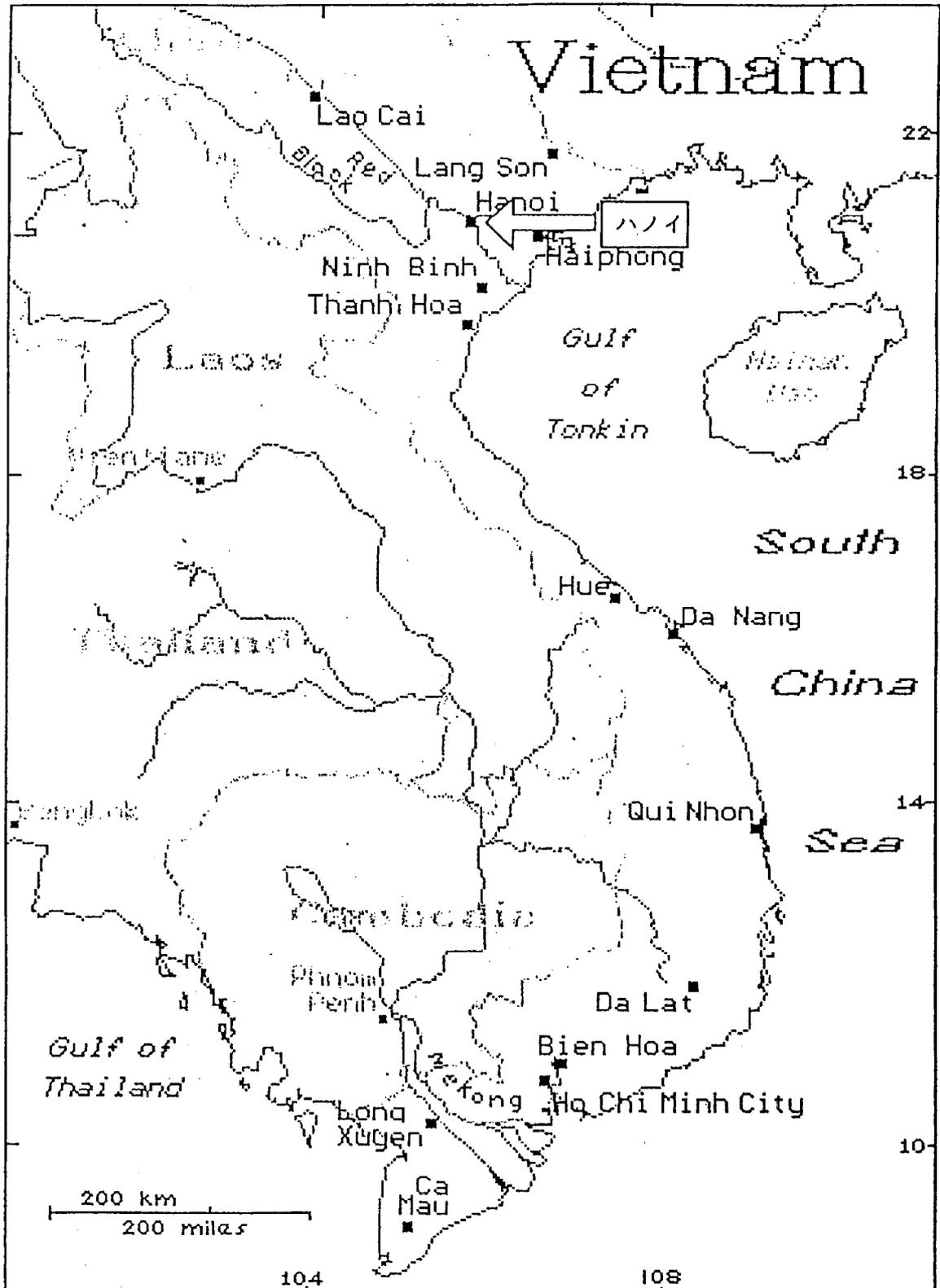
鉱工業開発協力部長 林 典 伸

真 寫



協議議事錄署名

地 図



目 次

序 文
写 真
地 図

1章	短期調査員の派遣	1
1 - 1	要請の背景	1
1 - 2	調査員派遣の経緯と目的、主要調査項目	1
1 - 3	短期調査員の構成	3
1 - 4	調査日程	3
1 - 5	主要面談者	4
2章	調査・協議項目、対処方針と調査結果	5
3章	機材調査結果	12
3 - 1	現有機材について	12
3 - 2	業務分析	12
3 - 3	現地調達の可否	12
3 - 4	随意契約の可能性	12
4章	短期調査員所感	14
4 - 1	主要協議結果(要点)	14
4 - 2	その他	15
付属資料		
1.	関連資料	19
(1)	プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)案)	21
(2)	プロジェクト・スケジュール(暫定案)	23
(3)	現地企業調査結果一覧	24
(4)	機材・短期専門家投入計画(案)	25
(5)	必要機材リスト(案)	26
2.	協議議事録(M/D)	27

1 章 短期調査員の派遣

1 - 1 要請の背景

ベトナム社会主義共和国では、特許と商標の出願が急増しており、出願書類を現状の配置人員により処理することはますます困難になりつつある。また、諸外国からベトナムに対する、技術移転や外国からの投資を促進させるためにも、工業所有権保護システムの確立が求められている。さらに、工業化を推進するためには、技術者・研究者が幅広く、かつ、容易に工業所有権情報に対してアクセスできるような環境を確立することが肝要である。

ベトナム政府は、1986年からドイモイ(刷新)政策を開始し、海外からの投資を奨励することによる経済発展及び工業化に向けてこれまで多大な努力を払ってきた。1996年7月1日、民法が制定され、工業所有権の保護が法律レベルで明文化された。また、同国は特許・商標保護の共通制度を策定するASEANフレームワークに貢献しており、速やかな自国の工業所有権保護、管理体制の整備に積極的である。そのためにも、ベトナム工業所有権庁(NOIP)にとって、国内外のユーザーのために工業所有権保護システムの利便性を向上させ、NOIP内の行政手続きを高めるコンピュータシステムを導入することが緊急の課題となっている。

以上のことから、ベトナム政府はこの現状を早急に改善するために、工業所有権制度運用の自動化、情報提供機能の充実を目的としたプロジェクト方式技術協力を我が国に1997年11月7日に要請してきた。

我が国はこの要請に応じて1999年1月に事前調査団を派遣し、要請の背景、具体的内容の把握、ベトナム側実施体制の整備状況の確認などを行い、その結果をM/Dに取りまとめ、署名交換を行った。

1 - 2 調査員派遣の経緯と目的、主要調査項目

1999年1月に派遣された事前調査団は、ベトナム側要請内容の確認、プロジェクト方式技術協力のスキームの説明、実施機関などの実施能力の確認を行い、今後の検討により変更もあり得るという条件の下、技術移転分野・項目、暫定マスタープランについて、ベトナム側と協議を行い、結果を協議議事録(M/D)にとりまとめ署名・交換を行った。

今回の短期調査員は、さきに合意している事前調査結果を踏まえ、実施協議調査前に確認が必要とされている事項の調査・協議を行うとともに、特に念入りな調査が必要である技術協力計画(案)の作成及び見直し(PDM案、PO案及びTSI案)、並びに機材協力計画(案)の作成(供与機材の仕様及び現地調達の可能性について調査すること)を目的として派遣する。

今回の短期調査・機材計画調査における、主要調査項目は以下のとおり。

(1) 技術移転分野・項目

事前調査時に合意している技術移転分野・項目について、必要に応じ修正する。

項目ごとのベトナム側の要望、技術レベルを調査する。

(2) プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)

事前調査時に合意している PDM(案)について、必要に応じ修正する。

(指標及び指標データ入手手段、投入内容を協議)

(3) 年次活動計画(Plan of Operations-PO)

ベトナム側と協議のうえ、案を作成する。

(4) 暫定実施計画(Tentative Schedule of Implementations-TSI)

技術移転分野・項目ごとの供与機材の納期、技術移転に要する期間などを勘案し、ベトナム側と協議のうえ、案を作成する。

(5) 専門家派遣

派遣スケジュールの確認、生活状況の確認、交通手段確保状況の確認。

(6) カウンターパート(C/P)

実施機関の組織、責任者、C/Pの人数・経歴・技術レベル等の確認。

(7) 供与機材

<機材計画の作成>

ベトナム側の要望機材の詳細(仕様、価格等)を調査するとともに、技術移転項目及び先方機関での供与機材維持管理の可能性を勘案しつつ、現有機材との重複を避けたうえで、適切な機材規模・仕様などを調査し、機材計画(案)を作成し、ベトナム側と協議する。

またその際に、教材など技術移転に必要なもの、ユーティリティ、配線・配管の状況、レイアウト案、現地調達の可能性・妥当性、据付技師派遣の必要性、必要な工事、維持管理可能性などについても併せて調査を行う。

<現地調達の可能性調査>

ハードの現地調達の可能性

ソフトの現地調達の可能性を調査

1 - 3 短期調査員の構成

氏名	担当業務	所属先
壬生 吉秋	工業所有権業務	特許庁 総務部 国際課 国際化対策専門官
笹川 千佐司	コンピュータシステム	特許庁 総務部 電子計算機 業務課 課長補佐
織田 重明	技術移転計画	財団法人 日本特許情報機構 公務部 国際課長
宇多 智之	協力企画	国際協力事業団 鉱工業開発協力部 鉱工業開発協力第二課

1 - 4 調査日程

日順	月日	曜日	スケジュール	宿泊	
1	8 / 9	月	移動 (Narita 10:00 HongKong 13:40)CX509 便 (HongKong 14:55 Hanoi 15:45)CX791 便	Hanoi	
2	8 / 10	火	JICA ヴィエトナム事務所打合せ ヴィエトナム工業所有権庁(NOIP)表敬、打合せ	Hanoi	
3	8 / 11	水	ヴィエトナム情報処理研修計画プロジェクト打合せ、機材仕様調査	Hanoi	
4	8 / 12	木	現地市場調査	Hanoi	
5	8 / 13	金	NOIP と協議、機材仕様調査	Hanoi	
6	8 / 14	土	NOIP と協議、機材仕様調査	Hanoi	
7	8 / 15	日	資料整理	Hanoi	
8	8 / 16	月	NOIP と協議、機材仕様調査	宇多団員：移動(Narita 10:00 HongKong 13:40)CX509 便 (HongKong 14:55 Hanoi 15:45)CX79 便	Hanoi
9	8 / 17	火	NOIP と協議、現地市場調査 (技術動向・機材価格・現地調達の可否等)	Hanoi	
10	8 / 18	水	NOIP と協議、現地市場調査 M/D(案)作成、協議	Hanoi	
11	8 / 19	木	M/D 署名、交換 JICA ヴィエトナム事務所報告 在ヴィエトナム日本大使館報告	Hanoi	
12	8 / 20	金	移動 (Hanoi 9:50 HongKong 12:45)CX790 便 (HongKong 14:55 Narita 20:00)CX500 便		

1 - 5 主要面談者

< ヴィエトナム側 >

(1) National Office of Industrial Property(NOIP)

Dr. Pham Dinh Chuong	Director General
Mr. Tran Viet Hung	Deputy Director General
Mr. Vu Khac Trai	Director, Industrial Property Information and Documentation Centre
Ms. Phan Thi Chinh	Director, Training Division
Mr. Tran Quoc Khanh	Director, International Relations Division
Mr. Pham Phi Anh	Director, Invention and Utility Solution Division
Mr. Tran Huu Nam	Director, Trademark Division
Mr. Hoang Van Tan	Director, Legislation and Management Division
Mr. Duong Quang Binh,	Head of Computer Service
Mr. Mai Van Son	Deputy Director, International Relations Division

< 日本側 >

(1) 在ヴィエトナム日本大使館

安楽岡 武	二等書記官
井村 久行	二等書記官

(2) JICA 個別派遣専門家

服部 和男	専門家
-------	-----

(3) JICA ヴィエトナム事務所

地曳 隆紀	所長
畠山 敬	次長
菊地 和彦	所員

2章 調査・協議項目、対処方針と調査結果

調査・協議項目	ベトナム側要請内容、事前調査結果、現状等	対処方針	調査結果
<p>1. 工業所有権の状況 (1) 概要</p>	<p>下記を事前調査時に確認している。</p> <p>(1) ベトナムはパリ条約、特許協力条約(PCT)、マドリッド協定、ヘーグ協定に加盟している。</p> <p>(2) 法律面では、1989年の制令で知的所有権を私有財産として認めることになった。また、1996年7月に新民法による工業所有権保護がなされている。</p> <p>(3) 今後起こりうる動きとしては、ベトナムがマドリッド・プロトコルに加入する場合、国内法の連合商標の廃止、審査期間を18か月に短縮するなど法改正が必要となる。上記プロトコルに加入することにより1)世界的な事業を同時展開する場合に便利、2)低コストで権利化ができるといったメリットがある。</p> <p>(4) 事前調査時のベトナムの出願件数、審査処理数は以下のとおり。</p> <p>特許出願件数： 682件 1,264件 (1995年度～1997年度)</p> <p>特許審査処理数： 年間登録数56件 111件 (1995年度～1997年度)</p>	<p>左記について、現状を確認するとともに、最新の工業所有権に関する統計資料を入手する。</p>	<p>左記について確認した。</p> <p>特許出願件数： 1995年： 682件 1996年： 1,008件 1997年： 1,264件 1998年： 1,105件</p> <p>特許審査処理数： 1995年： 56件 1996年： 62件 1997年： 111件 1998年： 348件</p> <p>その他実用新案、工業意匠、商標の出願件数や処理数、外国出願の割合等についても調査を行った。</p>
<p>2. プロジェクト名称</p>	<p>事前調査結果に以下のとおり確認されている。(M/Dには英名のみ記載)</p> <p>(和) 工業所有権業務近代化プロジェクト (英) Modernization of Industrial Property Administration Project</p>	<p>左記を確認し、結果をM/Dに記載する。</p>	<p>左記について、問題ないことを再確認し、M/Dに記載した。</p>

調査・協議項目	ベトナム側要請内容、事前調査結果、現状等	対処方針	調査結果
<p>3. 関係機関</p> <p>(1) 援助受入窓口</p> <p>(2) 所轄官庁</p> <p>(3) 実施機関</p>	<p>計画投資省(MPI:Ministry of Planning and Investment) 事前調査時に本プロジェクトに対する期待の大きさを確認している。</p> <p>ベトナム科学技術環境省(MOSTE:Ministry of Science, Technology and Environment) 事前調査時に本プロジェクトに対して支援する意向であることを確認している。</p> <p>ベトナム工業所有権庁(NOIP:National Office of Industrial Property of Socialist Republic Vietnam) 本プロジェクトに対して大変積極的であり、最大限の優先意向であることを確認している。</p>	<p>左記に変更ないことを確認する。</p> <p>左記に変更ないことを確認する。</p> <p>左記に変更ないことを確認する。</p>	<p>左記に変更ないことを確認した。</p> <p>左記に変更ないことを確認した。</p> <p>左記に変更ないことを確認した。</p>
<p>4. プロジェクト責任者</p> <p>(1) 総括責任者 (Project Director)</p> <p>(2) 実施責任者 (Project Manager)</p>	<p>Project DirectorにNOIP長官が就任することで、関係者間の合意を得ている。</p> <p>Project ManagerにNOIP登録課長が就任することで、関係者間の合意を得ている。</p>	<p>左記に変更ないことを確認する。</p> <p>左記に変更ないことを確認する。</p>	<p>Project Director:NOIP長官 (General Director of NOIP)</p> <p>Project Manager:NOIP登録課長 (Director, Registration Division)</p>
<p>5. プロジェクト内容</p> <p>(1) 国家開発計画との整合性</p> <p>(2) 上位目標</p> <p>(3) プロジェクト目標</p> <p>(4) 成果</p> <p>0 プロジェクトの組織・運営体制が整備される。</p> <p>1 工業所有権情報の統合のため、必要な機材・設備が整備され、適切に運営、維持管理される。</p>	<p>事前調査時に、科学技術を重視する体制は変わらず、今後引き続き工業所有権の業務環境は充実していることが確認されている。</p> <p>事前調査M/Dで合意した暫定PDM中に以下の通り記載。 「NOIPにおいて工業所有権が早期に正確さを増して付与される」</p> <p>事前調査M/Dで合意した暫定PDM中に以下の通り記載。 「NOIPにおいて工業所有権事務処理が促進される」</p> <p>事前調査M/Dで合意した暫定PDM中に以下の通り記載。</p>	<p>左記について確認する。</p> <p>「NOIPにおいて工業所有権が早期に正確さを増して付与される」</p> <p>「NOIPにおいて工業所有権事務処理が促進される」</p> <p>0 プロジェクトの組織・運営体制が整備される。</p> <p>1 工業所有権情報の統合のため、必要な機材・設備が整備され、適切に運営、維持管理される。</p>	<p>左記について確認した。</p> <p>「NOIPにおいて工業所有権が早期に正確さを増して付与される」</p> <p>「NOIPにおいて工業所有権事務処理が促進される」</p> <p>0 プロジェクトの組織・運営体制が整備される。</p> <p>1 工業所有権情報の統合のため、必要な機材・設備が整備され、適切に運営、維持管理される。</p>

調査・協議項目	ベトナム側要請内容、事前調査結果、現状等	対処方針	調査結果
(4) 成果 (続き)	<p>2 事務処理を適切に行うため、コンピュータシステムの維持管理ができる実務者が育成される。</p> <p>3 事務処理を適切に行うため、工業所有権事務処理を管理できる実務者が育成される。</p> <p>4 事務処理を適切に行うため、出願、方式審査、実体審査、登録、公報、ライセンス、立法の実務者が育成される。</p>	<p>2 事務処理を適切に行うため、コンピュータシステムの維持管理ができる実務者が育成される。</p> <p>3 事務処理を適切に行うため、工業所有権事務処理を管理できる実務者が育成される。</p> <p>4 事務処理を適切に行うため、出願、方式審査、実体審査、登録、公報、ライセンス、立法の実務者が育成される。</p> <p>以上の成果項目でベトナム側と確認を行う。</p>	<p>2 事務処理を適切に行うため、コンピュータシステムの維持管理ができる実務者が育成される。</p> <p>3 事務処理を適切に行うため、工業所有権事務処理を管理できる実務者が育成される。</p> <p>4 事務処理を適切に行うため、出願、方式審査、実体審査、登録、公報、ライセンス、立法の実務者が育成される。</p> <p>以上の成果項目については事前調査M/Dで合意した内容と変更はなかったが、次項(5)活動内容の4-7に「システムを利用して年金管理を行う」の追加を行った。年金管理は、本プロジェクトの活動でカバーされるべき内容として、活動内容に追加することをベトナム側と合意した。</p> <p>(6)指標及び(7)指標入手段については特に変更点はなかった。</p>

調査・協議項目	ヴェトナム側要請内容、事前調査結果、現状等	対処方針、調査結果
(5) 活動内容	<p>事前調査M/Dで合意した暫定PDM中に以下のとおり記載。</p> <p>0-1 プロジェクトに対し、適正な人員と施設を配置する。</p> <p>0-2 担当職員向けの作業計画書を作成する。</p> <p>1-1 必要な機材の導入計画を作成する。</p> <p>1-2 必要な機材を選定する。</p> <p>1-3 機材を調達・導入する。</p> <p>1-4 機材の操作マニュアルを作成する。</p> <p>1-5 ネットワークの利用実施計画を作成する。</p> <p>1-6 ネットワーク用LANを設置する。</p> <p>2-1 工業所有権事務処理の業務を分析する。</p> <p>2-2 工業所有権事務処理業務のフローを作成する。</p> <p>2-3 プロトタイプの評価を元にしてシステム機能を作成する。</p> <p>2-4 データベース構築のために、必要な機能とデータを選定する。</p> <p>2-5 データベース及びネットワーク構築のための基本設計をする。</p> <p>2-6 データベースヘデータを蓄積する。</p> <p>2-7 データベースソフトウェア及びネットワークを検証する。</p> <p>2-8 データベース機能及びネットワーク容量をテストする。</p> <p>2-9 データベース管理マニュアルを作成する。</p> <p>2-10 システム機能をテストする。</p> <p>2-11 システム運用のためのマニュアルを作成する。</p> <p>2-12 工業所有権事務処理システムへ業務を移行する。</p> <p>2-13 システム運用状況報告を作成する。</p> <p>2-14 システムの稼動・利用状況を評価する。</p> <p>2-15 工業所有権事務処理システムマニュアルを作成する。</p> <p>2-16 システム利用者に対する端末操作の研修を行う。</p> <p>2-17 システムを利用した事務処理研修を定期的実施する。</p> <p>3-1 工業所有権事務処理の業務を分析する。</p> <p>3-2 工業所有権事務処理業務のフローを作成する。</p> <p>3-3 法的手続きの期間を管理する。</p> <p>3-4 NOIPにおける処理期間を管理する。</p> <p>3-5 システム運用のためのマニュアルを作成する。</p> <p>3-6 工業所有権事務処理システムへ業務を移行する。</p> <p>3-7 システム運用状況報告を作成する。</p> <p>3-8 システムの稼動・利用状況を評価する。</p> <p>3-9 工業所有権事務処理システムマニュアルを作成する。</p> <p>3-10 システム利用者に対する端末操作の研修を行う。</p> <p>3-11 システムを利用した事務処理研修を定期的実施する。</p> <p>4-1 工業所有権事務処理の業務を分析する。</p> <p>4-2 工業所有権事務処理業務のフローを作成する。</p> <p>4-3 工業所有権データを入力・更新する。</p> <p>4-4 工業所有権事務処理システムを運用する。</p>	<p>0-1 プロジェクトに対し、適正な人員と施設を配置する。</p> <p>0-2 担当職員向けの作業計画書を作成する。</p> <p>1-1 必要な機材の導入計画を作成する。</p> <p>1-2 必要な機材を選定する。</p> <p>1-3 機材を調達・導入する。</p> <p>1-4 機材の操作マニュアルを作成する。</p> <p>1-5 ネットワークの利用実施計画を作成する。</p> <p>1-6 ネットワーク用LANを設置する。</p> <p>2-1 工業所有権事務処理の業務を分析する。</p> <p>2-2 工業所有権事務処理業務のフローを作成する。</p> <p>2-3 プロトタイプの評価を元にしてシステム機能を作成する。</p> <p>2-4 データベース構築のために、必要な機能とデータを選定する。</p> <p>2-5 データベース及びネットワーク構築のための基本設計をする。</p> <p>2-6 データベースヘデータを蓄積する。</p> <p>2-7 データベースソフトウェア及びネットワークを検証する。</p> <p>2-8 データベース機能及びネットワーク容量をテストする。</p> <p>2-9 データベース管理マニュアルを作成する。</p> <p>2-10 システム機能をテストする。</p> <p>2-11 システム運用のためのマニュアルを作成する。</p> <p>2-12 工業所有権事務処理システムへ業務を移行する。</p> <p>2-13 システム運用状況報告を作成する。</p> <p>2-14 システムの稼動・利用状況を評価する。</p> <p>2-15 工業所有権事務処理システムマニュアルを作成する。</p> <p>2-16 システム利用者に対する端末操作の研修を行う。</p> <p>2-17 システムを利用した事務処理研修を定期的実施する。</p> <p>3-1 工業所有権事務処理の業務を分析する。</p> <p>3-2 工業所有権事務処理業務のフローを作成する。</p> <p>3-3 法的手続きの期間を管理する。</p> <p>3-4 NOIPにおける処理期間を管理する。</p> <p>3-5 システム運用のためのマニュアルを作成する。</p> <p>3-6 工業所有権事務処理システムへ業務を移行する。</p> <p>3-7 システム運用状況報告を作成する。</p> <p>3-8 システムの稼動・利用状況を評価する。</p> <p>3-9 工業所有権事務処理システムマニュアルを作成する。</p> <p>3-10 システム利用者に対する端末操作の研修を行う。</p> <p>3-11 システムを利用した事務処理研修を定期的実施する。</p> <p>4-1 工業所有権事務処理の業務を分析する。</p> <p>4-2 工業所有権事務処理業務のフローを作成する。</p> <p>4-3 工業所有権データを入力・更新する。</p> <p>4-4 工業所有権事務処理システムを運用する。</p>

調査・協議項目	ヴェトナム側要請内容、事前調査結果、現状等	対処方針、調査結果
(5) 活動内容 (続き)	4-5 システムを利用して通知書を作成する。 4-6 システムを利用して公報を作成する。 4-7 サーチのためのインデックスを定義する。 4-8 システムを利用した運行管理を行う。	4-5 システムを利用して通知書を作成する。 4-6 システムを利用して公報を作成する。 4-7 システムを利用して年金管理を行う。 4-8 サーチのためのインデックスを定義する。 4-9 システムを利用した運行管理を行う。
(6) 指標	<p>事前調査M/Dで合意した暫定PDM中に以下のとおり記載。</p> <p>(上位目標) 特許出願等の処理件数の増加</p> <p>(プロジェクトの目標) 1. 特許出願等の事務処理時間が短縮される。 2. 事務処理の効率化</p> <p>(結果/成果)</p> 0-1 職員数、予算、事務処理要員の管理能力 1-1 設置された機材の内容・数 1-2 作成されたマニュアルの内容・数 2-1 事務作業分析能力 2-2 事務処理の業務フローチャート作成能力 2-3 DB設計と機能設計定義書 2-4 ネットワーク設計作成能力 3-1 事務処理用システムデザインの統合フローチャート作成能力 3-2 事務処理用DB管理及び処理管理能力 3-3 C/Pによる職員用研修コースの数 4-1 事務処理システムで処理できる業務の数 4-2 作成されたマニュアルの内容と数量 4-3 工業所有権事務処理システムの利用者数	<p>(上位目標) 特許出願等の処理件数の増加</p> <p>(プロジェクトの目標) 1. 特許出願等の事務処理時間が短縮される。 2. 事務所処理の効率化</p> <p>(結果/成果)</p> 0-1 職員数、予算、事務処理要員の管理能力 1-1 設置された機材の内容・数 1-2 作成されたマニュアルの内容・数 2-1 事務作業分析能力 2-2 事務処理の業務フローチャート作成能力 2-3 DB設計と機能設計定義書 2-4 ネットワーク設計作成能力 3-1 事務処理用システムデザインの統合フローチャート作成能力 3-2 事務処理用DB管理及び処理管理能力 3-3 C/Pによる職員用研修コースの数 4-1 事務処理システムで処理できる業務の数 4-2 作成されたマニュアルの内容と数量 4-3 工業所有権事務処理システムの利用者数
(7) 指標入手手段	<p>事前調査M/Dで合意した暫定PDM中に以下のとおり記載。</p> <p>(上位目標) NOIP統計の確認 (出願受理件数と登録件数の比較)</p> <p>(プロジェクトの目標) 1. NOIPの記録 2. NOIP職員及び管理者への面接と評価</p> <p>(結果/成果)</p> 0-1 組織図、事務記録、会計記録、人事記録 1-1 機材管理記録、運営維持記録 1-2 マニュアルリスト、マニュアルそのもの 2-1 事務作業分析書類 2-2 フローチャートリスト 2-3 DB設計とその機能設計作成能力 2-4 ネットワーク設計定義書 2-5 DBとネットワーク運用記録 3-1 事務処理統合フローチャート書類 3-2 DBとネットワーク運用記録 3-3 プロジェクトの記録、NOIP職員への評価と面接 4-1 コンピュータによる入出力帳票の数 4-2 マニュアルリスト、マニュアルそのもの 4-3 運用記録	<p>(上位目標) NOIP統計の確認 (出願受理件数と登録件数の比較)</p> <p>(プロジェクトの目標) 1. NOIPの記録 2. NOIP職員及び管理者への面接と評価</p> <p>(結果/成果)</p> 0-1 組織図、事務記録、会計記録、人事記録 1-1 機材管理記録、運営維持記録 1-2 マニュアルリスト、マニュアルそのもの 2-1 事務作業分析書類 2-2 フローチャートリスト 2-3 DB設計とその機能設計作成能力 2-4 ネットワーク設計定義書 2-5 DBとネットワーク運用記録 3-1 事務処理統合フローチャート書類 3-2 DBとネットワーク運用記録 3-3 プロジェクトの記録、NOIP職員への評価と面接 4-1 コンピュータによる入出力帳票の数 4-2 マニュアルリスト、マニュアルそのもの 4-3 運用記録

調査・協議項目	ベトナム側要請内容、事前調査結果、現状等	対処方針	調査結果
<p>(8) 日本側投入</p> <p>1) 専門家派遣</p> <p>2) 研修員受入</p> <p>3) 機材供与</p>	<p>(1) 長期専門家 下記を事前調査時に確認し、M/Dに記載している。 ・チーフアドバイザー ・業務調整員 ・工業所有権業務(実務) ・コンピュータシステム</p> <p>(2) 短期専門家 短期専門家については、長期専門家の技術移転の補完として、必要最低限の人数を派遣することをベトナム側に説明し、M/Dに記載した。</p> <p>事前調査時に研修員受入の意義について説明を行うとともに、必要最低人数を受け入れることを説明、ベトナム側の理解を得、その旨M/Dに記載した。</p> <p>事前調査時に技術移転に必要な最低限のハード及びソフト関連機材の供与を検討していることを説明すると同時に、環境整備も含め最大限ベトナム側に応分の負担を求めたい旨説明し、理解を得るとともに、その旨M/Dに記載した。 なお当初要請のあったCD-ROMジュークボックスについては、将来の活用疑問があることから技術協力範囲に含めないことを説明し、ベトナム側の理解を得ている。</p> <p>事前調査時に協力期間は4年間とすることで、合意した。</p>	<p>左記に変更ないことを確認するとともに、派遣時期について協議し、M/Dに記載する。</p> <p>左記を再度説明するとともに、現時点で必要と想定される短期専門家の分野、人数、派遣時期について協議する。</p> <p>左記を再度説明するとともに、詳細について協議する。</p> <p>A2 A3 Form等、必要となる手続きについて説明し、理解を得る。</p> <p>1999年度に受け入れる予定の研修員のA2 A3 Formを取り付ける。</p> <p>左記を再確認し、M/Dに記載する。</p> <p>事前調査で作成した機材リストを踏まえ、また、ベトナム側維持管理能力を勘案したうえで、優先順位を付した機材リストを作成する。</p> <p>現地調達の可能性及び妥当性について調査する。</p> <p>維持管理コストを算出する。</p> <p>配管・配線等設備コストについても算出する。</p> <p>事前調査でベトナム側と合意した機材導入計画をもとに計画の詳細について協議する。</p> <p>A4 Form等必要手続きについて説明し理解を得る。</p> <p>協力期間は4年間とする。</p>	<p>左記に変更ないことを確認した。派遣時期については、2000年3月下旬もしくは4月上旬からで両者の合意を得た。</p> <p>左記を再度説明し、現時点で必要と想定される短期専門家の分野、人数、派遣時期について協議し、結果をM/Dに記載した。</p> <p>研修員受入事業の説明や必要手続きをベトナム側に対して行い、プロジェクトの中での位置づけについて理解を得た。 なお、受入時期や人数、研修内容など詳細については実施協議調査団派遣時にPO、APOに基づき、協議することとなった。 1999年度に来日する研修員のA2 A3 Formを取り付け、派遣時期や研修内容について協議した。</p> <p>事前調査で作成した機材リストをもとに、機材の仕様や目的をM/DのANNEX 8-1に、各部署の必要機材と使用目的をANNEX 8-2にまとめた。</p> <p>現地調達の可能性及び妥当性について、ソフトの開発金額、保守契約やアフターサービスの内容及びコスト、機材の見積価格等の調査を行い、現地調達は可能であるとの結論に至った。</p> <p>さらにベトナム側から今後2年以内の支所開設(ホーチミンとダナン)に関連した、新たな機材の要請があったが、本プロジェクトの技術移転計画と直接関係がないことを説明し、支所開設にかかる機材供与は行わないことについて両者の合意と理解を得た。</p> <p>協力期間が4年間であることを双方確認し、M/Dに記載した。</p>

調査・協議項目	ベトナム側要請内容、事前調査結果、現状等	対処方針	調査結果
6. ベトナム側投入(プロジェクト実施体制) (1) C/P	事前調査時に、本プロジェクトC/PのリストをM/Dに記載している。	事前調査時のC/Pのリストを再度確認し、M/Dに記載する。	面接審査を行い、本プロジェクトにかかわるベトナム側C/P 9名が確定され、結果をM/D ANNEX 13に記載した。各C/Pは所属課の業務とともに庁内全体業務も併せ熟知しており、事務処理業務と機械化を結びつけて対応できる申し分のない知識を有している職員であることが確認された。
(2) 予算(ローカルコスト)	事前調査時に、以下について確認されている。 1998年までは法令により予算額は公表できなかったが、関係者からの聴取等により過去3年間で120万ドル、平均40万ドル(ただし、設備・機器等海外からの援助は除く)と推定される。また、1999年からは本法令の改正により予算額も公開される予定。	1999年度の予算額と予算内容を確認し、M/Dに記載する。特に、機材維持、配管・配線等設備コスト、といった予算が十分に計上されているか確認する。	1997～1999年に渡る予算額についてその項目ごとにまとめ、M/DのANNEX 11に記載した。
(3) 施設・設備面	事前調査時に日本人専門家の執務室及び供与機材設置のために確保されたスペースのレイアウトが、M/Dに記載されている。	専門家の執務室や、プロジェクト実施に必要な施設の改修が必要と判断される場合はその旨ベトナム側に伝え、必要な予算措置をとるよう要請する。	日本人専門家の執務室及び供与機材のスペースについて協議し、M/D ANNEX 12-2に記載した。

3章 機材調査結果

3 - 1 現有機材について

NOIP 保有 PC は旧型(X86)が主でマシン性能が劣ることから、本件技術協力の範囲で利用することが極めて難しいとの結論に至った。したがって、NOIP 事務処理のための技術移転(システム設計及び開発等)や効果的な人材育成を行うためには、新たに機材を導入することが必要であると判断される。

3 - 2 業務分析

NOIP 事務処理業務は各課単位で紙帳簿を作成し、事務処理経過情報を記入して担当者ごとに管理・運用していることから、NOIP 全体としてこれらの情報が利用されにくいものとなっている。

本プロジェクトによる技術移転によって、これらの情報をデータベース化することにより、帳簿管理業務が簡素化され円滑な事務処理が可能になる。同時にこれらの電子情報を活用することにより、出願書類の進捗状況や最終結果情報なども迅速かつ正確に把握することが可能となることから業務時間の短縮が可能となる。さらに現在手作業で行っている公報の発行作業、機械化することにより、処理時間の短縮が見込まれるなどベトナム側にとってその費用対効果が十分大きい。

3 - 3 現地調達可否

本調査において、純正品を納入できる企業であること、国際的信頼性が高いこと、アフターサービスが制度化されている企業であることを必須条件とし、ベトナム国内企業計6社について訪問調査を行い、機材及びソフトウェア開発に関する調達の可能性について情報収集を行った。あわせて価格調査も実施し、調査先へ見積書の提出依頼を行った。

その結果、本プロジェクトで必要とされる機材及びソフトウェアに関し、現地での調達が可能であることを確認した。また、現地調達に係る機材総費用は、約1億2,000万円となる。

3 - 4 随意契約の可能性

上記調査の結果、

- (1) 同一社製品による品揃えができない。
 - (2) 調達機材に対する保証期間に大きな差がある。
 - (3) 国内法により許可された代理店を通じなければ契約ができない。
- など機材調達時における留意点が存在することが判明した。

これら留意点を最低限満足させられない企業から機材調達を行った場合、本プロジェクトの円滑な運営ができなくなる状況が起こり得ることが考えられ、プロジェクト推進に重大な影響を及ぼす不安がある。

ただし、今回の調査対象企業のうち、唯一 Fujitsu Computer Systems of Vietnam Ltd.(以下 F社という)においては、

(1) 統一製品の納入が可能である。

(2) 保証期間が6年と長期にわたる。本プロジェクト実施期間の4年間に加え、その後2年間についても無料保証が得られることは我が国はもとよりベトナム側にとっても大変メリットが大きく特筆すべきことである。

(3) 国内直接契約が政府より許可されている。つまりその信頼性が高いといえる。

(4) 本プロジェクトにとって欠かすことのできない高精度のOCRソフト(ベトナム語処理ソフト)の調達が可能である。F社はベトナム政府(科学技術環境省)の要請に基づいて国内で唯一その製品開発を行っている。その認識率はほぼ完全(99%)であるが、さらにユーザー(例:NOIP)の要望に応じて機能改訂(バージョンアップ)を行っていくことも示唆している。他方、JICA工業所有権アドバイザーとしてNOIPに派遣されている長期専門家の単独機材供与としてF社製品が研修用機材として既に導入されているが、これら製品の信頼性についてはNOIP内でも高く評価されている。本プロジェクトでは、総合的に責任を持てる技術を有し、納入機材すべてに保守契約を担保できる企業からの機材調達が適当であるものと思慮する。

4章 短期調査員所感

標記調査員は、1999年8月9日から8月20日までヴィエトナムの首都ハノイに滞在し、対処方針に基づき短期調査を行った。これまでのヴィエトナム側関係機関との協議及び供与機材に関するメーカーや代理店の情報収集等を通じ、本プロジェクトの具体的内容や実施方法等について確認することができた。

最終的には、上記協議結果を協議議事録(M/D)として取りまとめ、8月19日午前、ハノイにあるプロジェクト・サイトであるNOIPにおいて、同庁のチュオン長官とJICAヴィエトナム事務所の畠山次長の間でM/Dの署名・交換を行った。

本件調査結果の概要は以下のとおり。

4 - 1 主要協議結果(要点)

(1) ヴィエトナム側との協議は、NOIP長官をはじめとする関係者(ただし実質的な協議は同庁登録課のトゥアン課長)との間で精力的に行なわれた。

まず先方から歓迎の挨拶を受けた後、調査員から事前調査の取り決めの確認、及び事前調査後の変更項目について説明を行なった。

その後対処方針と調査結果に基づき、調査員作成のマスタープラン(プロジェクトの目的、成果活動、暫定実施計画、技術移転分野及び内容等を記載)、PDM、PO等について協議を重ね、ヴィエトナム側の理解を得ることができた。

(2) 今回の短期調査・機材計画調査における、協議結果概要は以下の通り。

1) 技術移転分野・項目

事前調査時に合意している技術移転分野・項目について、双方再確認した。

また、項目ごとのヴィエトナム側の要望、技術レベルを調査した。

2) プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)

事前調査時に合意しているPDM(案)について、双方再確認し、必要に応じた修正を加えた。

3) 活動計画(Plan of Operations)、年次活動計画(Annual Plan of Operations)

ヴィエトナム側と協議のうえ、案を作成した。事前調査の結果を踏まえ、協力期間は4年間で、4人の長期専門家を派遣予定であることを再確認した。

4) 暫定実施計画(Tentative Schedule of Implementations-TSI)

技術移転分野・項目ごとの供与機材の納期、技術移転に要する期間などを勘案し、ヴィ

エトナム側と協議のうえ、案を作成した。

5) 専門家派遣

長期、及び短期専門家の技術移転分野、及び派遣スケジュール案の作成を行った。

6) C/P

面接審査を行うとともに、協議により本プロジェクトにかかわるヴィエトナム側C/P 9名が確定された。各C/Pは所属課の業務とともに庁内全体業務も併せ熟知しており、事務処理業務と機械化を結びつけて対応できる申し分のない知識を有している職員である。

実施機関の組織、責任者、C/Pの人数・経歴・技術レベル等の確認を行った。

7) 供与機材

ヴィエトナム側より、再度情報提供機能(インターネット接続機能)に関し技術移転の要望が出されたが、事前調査時の説明に加え、本技術協力はNOIP庁内を対象とした事務処理業務の近代化が目標であることを説明し、本プロジェクトではこの機能を技術移転の範囲に含めないことで最終的な同意を得た。また、今後NOIP支局をヴィエトナム国内数か所(ホーチミンおよびダナン等)に設置されることが情報として提供され、本プロジェクトにおいてこれらの地域についても包含することが可能であるか示唆がなされたが、当初よりNOIP庁舎内の事務処理業務を対象として本プロジェクトが行われることで合意を得ている旨十分に説明を行い、前記と同様に本プロジェクトではこの範囲を含めないこととすることで、最終的な同意を先方より得た。

ヴィエトナム側の要望機材の詳細(仕様、価格等)を調査するとともに、技術移転項目及び先方機関での供与機材維持管理の可能性を勘案しつつ、現有機材との重複を避けた上で、適切な機材規模・仕様などを調査し、機材計画(案)を作成し、ヴィエトナム側と協議し、合意に達した。

また、現地調達の可能性・妥当性、据付技師派遣の必要性などについても併せて調査を行い、現地調達が可能であるとの結論に達した。

- (3) 今後、1999年度第3四半期に行われる予定の実施協議調査に向けて速やかに準備を進めることとする。

4 - 2 その他

- (1) NOIPには、特許出願・登録料等の自己収入があり、同収入に基づく政府予算から運営経費の大半が支出されている。事前調査時点では、国家政策として各行政機関の予算・財政状況を公文書として公表しておらず、これまでの実績や関係者からの聴取等から推定していた(過

去3年間平均で、40万ドル/年)が、今回の短期調査では過去3年間の予算内訳書を入手した。この予算書より、総合的に見ておおむね予算・財政面での実施可能性はあるものと判断した。

なお、自立発展性をより確実にするため、今後とも引き続き、予算・財政状況やローカルコスト負担計画案の文書による提出を先方に求めていく。

(2) 本プロジェクトは、既存の施設を活用して実施されるため、技術移転活動や供与機材設置に必要なスペースは、先方負担ですでに確保している。現有機材の稼働率や維持管理に大きな問題はない。専門家チームの執務室についても十分なスペースが確保できることを確認した。

(3) コンピュータ技師や審査官の大規模な新規採用、専任のC/Pの配置、ローカルコストの負担意欲等から、NOIP側の本プロジェクトに対する積極性や意欲が確認でき、本プロジェクトの実施可能性は極めて高いものであることを再確認した。

(4) なお、今回の先方との協議が予想以上にスムーズに進行したのは、服部専門家や塩崎前専門家をはじめとするJICA専門家(工業所有権制度、特許情報等)の尽力と、専門家とC/P間の良好なコミュニケーションと信頼関係等によるところが大きかったものと思料する。